

令和6年度
全国労働衛生週間
のしおり

令和6年度全国労働衛生週間スローガン
推してます みんな笑顔の 健康職場

目次

令和6年度（第75回）全国労働衛生週間	1
過重労働による健康障害防止対策	
精神障害及び脳・心臓疾患の労災補償状況	2
過重労働による健康障害を防ぐために	2
長時間労働者に対する医師による面接指導	3
労働者の疲労蓄積度 自己診断チェックリスト	3
定期健康診断結果 有所見率の推移	4
健康診断実施後の措置と保健指導	4
各種健康診断等の一覧	5
職場におけるメンタルヘルス対策	
職場における心の健康づくり	6
働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト 心の耳	6
ストレスチェック制度	7
団体経由産業保健活動推進助成金のご案内	7
地域産業保健センターをご利用ください	8
大分県の業務上疾病発生状況と腰痛予防対策	
職場における腰痛予防対策	9
化学物質による健康障害防止対策	
労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制の概要	12
ラベル表示・SDS通知・リスクアセスメント対象物質が大幅に追加	13
リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置	13
皮膚等への障害防止のための保護具の適切な使用	14
SDS等による情報伝達の強化	14
自律的管理に向けた実施体制の確立	14
労働安全衛生法に基づく化学物質管理の無料相談窓口のご案内	15
職場の化学物質管理の道しるべ ポータルサイトのご案内	15
建築物等の解体・改修等における石綿ばく露防止対策	
石綿の有無に関する事前調査の確実な実施	16
事前調査は「石綿含有建材調査者」の資格を有する者が行います	16
事前調査結果の報告の対象となる工事・規模の基準	16
事前調査の報告には「石綿事前調査結果報告システム」を利用する	16
工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設	17
除じん性能を有する電動工具に係る措置の見直し	17
石綿総合情報ポータルサイトの利用	17
第10次粉じん障害防止総合対策	18
労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます	19
労働基準監督署チャットボットのご案内	19
治療と仕事の両立支援 に取り組んでみませんか？	
事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン	20
情報ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」の活用	20
大分県地域両立支援推進チーム	21

第
75
回

全 国 労 働 衛 生 週 間

期 間 10月1日 ▶ 10月7日

準備期間 9月1日 ▶ 9月30日

全国労働衛生週間は、今年で第75回を迎えます。
労働者の健康をめぐる状況を踏まえ、令和6年度は
「推してます みんな笑顔の 健康職場」をスローガンと
して、事業場における労働衛生意識の高揚と自主的な
労働衛生管理活動の促進を図ります。

各事業場におかれましては、当該週間を契機として、
事業者及び労働者が連携・協力しつつ、誰もが安心して
健康に働ける職場づくりに取り組みましょう。



令和6年度 全国労働衛生週間実施要綱

要綱全文は、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます



準備期間（9/1～30）に実施する事項

重点事項①～⑪をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう。

- ①過重労働による健康障害防止対策
- ②職場におけるメンタルヘルス対策
- ③職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- ④化学物質による健康障害防止対策
- ⑤石綿による健康障害防止対策
- ⑥職場の受動喫煙防止対策
- ⑦治療と仕事の両立支援対策
- ⑧職場の熱中症予防対策の推進
- ⑨テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- ⑩小規模事業場における産業保健活動の充実
- ⑪女性の健康課題への取組

全国労働衛生週間（10/1～7）に実施する事項

- ①事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ②労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ③労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ④有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示
- ⑥その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施



主唱 | 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛 | 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

過重労働による健康障害防止対策

精神障害及び脳・心臓疾患の労災補償状況

出典 | 厚生労働省報道発表資料

精神障害及び脳・心臓疾患の労災補償状況は、労災請求件数、支給決定件数ともに増加し、依然として高水準で推移しています。

			R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
全 国	精神障害	請求件数	2,060	2,051	2,346	2,683	3,575
		支給決定件数	509	608	629	710	883
	うち自殺	請求件数	202	155	171	183	212
		支給決定件数	88	81	79	67	79
	脳・心臓疾患	請求件数	936	784	753	803	1,023
		支給決定件数	216	194	172	194	216
	うち死亡	請求件数	253	205	173	218	247
		支給決定件数	86	67	57	54	58
大 分 県	精神障害	請求件数	24	20	22	16	30
		支給決定件数	6	16	7	10	17
	うち自殺	請求件数	5	8	1	2	4
		支給決定件数	1	0	3	0	2
	脳・心臓疾患	請求件数	15	5	7	7	12
		支給決定件数	3	3	0	3	1
	うち死亡	請求件数	6	2	3	3	5
		支給決定件数	3	2	0	0	0

脳・心臓疾患の時間外労働時間別

支給決定件数（全国）	R 4	R 5
45時間未満	0	0
45時間以上 60時間未満	1	2
60時間以上 80時間未満	49	41
80時間以上 100時間未満	49	60
100時間以上 120時間未満	43	45
120時間以上 140時間未満	14	18
140時間以上 160時間未満	8	16
160時間以上	4	8
合計	168	190

異常な出来事への遭遇、短期間の過重業務を除く集計。

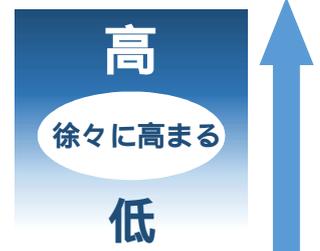
【時間外・休日労働時間】 【健康障害のリスク】

月100時間超、または
2～6月平均80時間超



長くなるほど

月45時間以内



時間外・休日労働時間が月45時間を超えて長くなるほど、健康障害のリスクが徐々に高まり、月100時間超または2～6か月平均で月80時間を超えると健康障害リスクが非常に高くなるという医学的検討結果に基づき、厚生労働省では「過重労働による健康障害防止のための総合対策」を策定し、時間外・休日労働の削減、健康管理体制の整備・健康診断の実施等を推進しています。

過重労働による健康障害を防ぐために

詳しくはこちらを参照



時間外・休日労働時間を削減しましょう

- 36協定は限度時間等に適合したものとなっていますか？
- 年次有給休暇の取得を促進しましょう
- 労働時間の設定の改善のための措置を実施していますか？

長時間労働者に対し面接指導等を実施しましょう

- 労働時間の状況を適正に把握していますか？
面接指導については次ページ参照

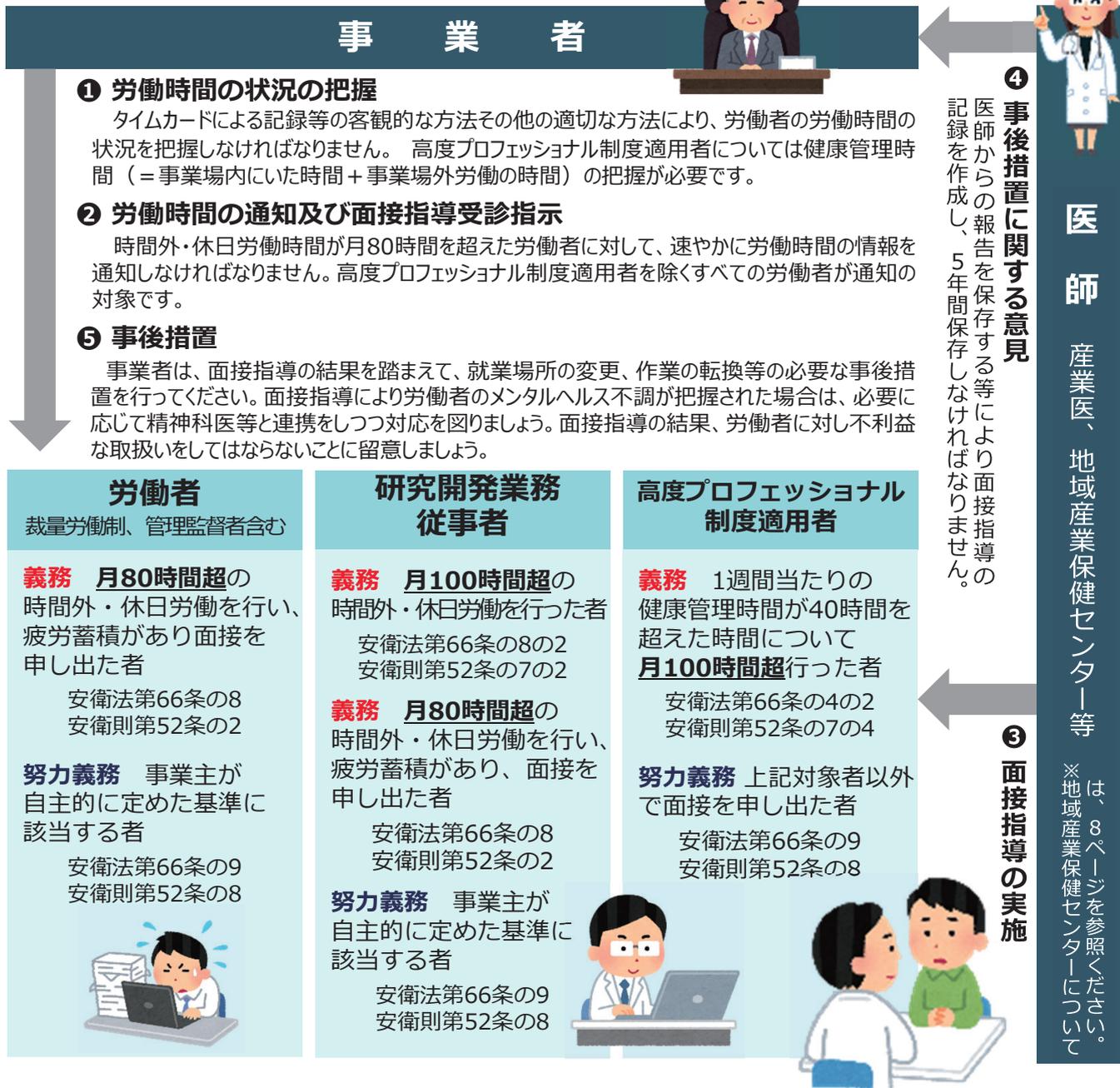
健康管理体制の整備・健康診断を行いましょ

- 産業医、衛生管理者等を選任していますか？
- 産業医等に対して労働者の健康管理等に必要な情報を提供しましょう
- 健康相談の体制を整備しましょう
- 衛生委員会等を設置していますか？
- 健康診断を確実に実施していますか？
- 健康診断結果に基づく適切な事後措置を実施していますか？

長時間労働者に対する医師による面接指導

過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害の発症を予防するため、長時間の時間外・休日労働等をしている労働者に対して、事業者は医師による面接指導を行う必要があります。

下図の①～⑤の手順により、面接指導を実施しましょう。



労働者の疲労蓄積度 自己診断チェックリスト

厚生労働省では、過重労働による健康障害を防止するため、働く人それぞれの疲労蓄積度を判定するためのチェックリストとして、平成16年6月に、労働者本人による自己診断のためのチェックリスト及びご家族により労働者の疲労蓄積度を判定できるチェックリストを作成しています。

これらの自己診断チェックリストが令和5年4月に中央労働災害防止協会において改定されました。積極的な健康管理のためにご活用ください。



〔中央労働災害防止協会作成〕
チェックリスト活用ガイド
労働者の疲労蓄積度自己診断

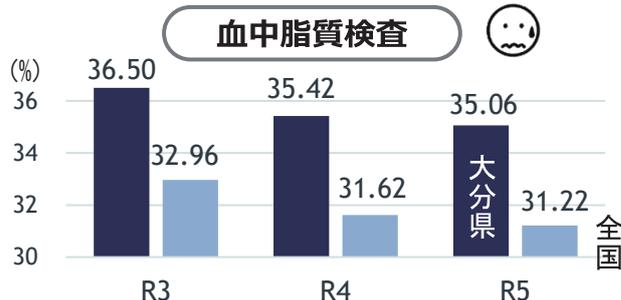
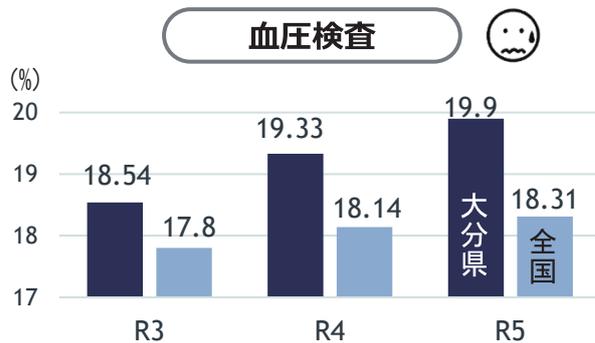
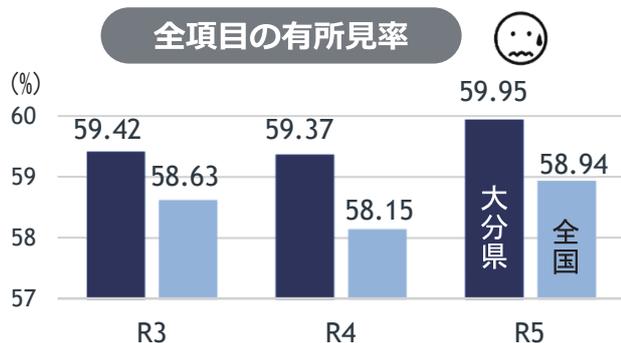
労働者本人用・家族用のチェックリストの新様式については、中央労働災害防止協会安全衛生情報センターのホームページからダウンロードできます。



定期健康診断結果 有所見率の推移

定期健康診断結果報告書による

大分県の定期健康診断結果の有所見率は、全国平均を1.01ポイント上回り、約60%となっています。また、脳・心臓疾患の発症の予防等を図るための「労災保険二次健康診断等給付」の給付要件に関する検査項目のうち**血圧検査**、**血中脂質検査**が全国平均を上回っています。



※「労災保険二次健康診断等給付」とは、脳血管・心臓の状態把握のための二次健康診断及び脳・心臓疾患の発症の予防を図るための特定保健指導を1年度内に1回、無料で受診することができる制度です。一次健康診断の結果、血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲の検査またはBMIの検査のすべてに異常の所見が認められる場合等が給付要件となっています。

健康診断実施後の措置と保健指導

定期健康診断や特殊健康診断の実施後は、労働安全衛生法第66条の4及び第66条の5により、医師（又は歯科医師）からの意見聴取と事後措置の実施が義務付けられています。

健康診断の実施

安衛法第66条第1項～3項
健康診断結果の記録の作成（安衛法第66条の3）
健康診断結果の労働者への通知（安衛法第66条の6）



※産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場においては、地域産業保健センターが無料で行う「健康診断の結果についての医師の意見聴取」サービスを活用できます。

地域産業保健センターについては8ページをご確認ください。

異常の所見があった労働者

異常所見がある場合、健康診断結果の判定区分は「要経過観察」「要再検査」「要医療」等と記載されます

※健康診断事後措置に関して、詳しくは「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（通称「健康診断事後措置指針」）をご参照ください。



健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

安衛法第66条の4

（就業区分）	（内容）	（就業上の措置の内容）
通常勤務	通常勤務でよいもの	なし
就業制限	勤務に制限を加える必要があるもの	勤務による負担を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要があるもの	療養のため、休暇、退職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

医師等の意見を勘案した事後措置

安衛法第66条の5

医師等の意見を勘案してその必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。

作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備

医師等の意見の衛生委員会等への報告

各種健康診断等の一覧

名称	対象労働者	実施時期	記録		結果報告			
			個人票	保存年数	対象	様式	期日	
一般健康診断	雇入時 (安衛則 43)	常時使用する労働者	雇入時	様式 5 号(1) (安衛則 51)	5 年	—	—	—
	定期 (安衛則 44)	常時使用する労働者	1 年以内ごと	様式 5 号(2) (安衛則 51)	5 年	常時 50 人以上の労働者を使用する事業場	様式 6 号 (安衛則 52)	遅滞なく
	特定業務従事者 (安衛則 45)	安衛則 13 条 1 項 3 号に掲げる業務に常時従事する労働者	配置替時 6 月以内ごと					
	海外派遣従事者 (安衛則 45 の 2)	海外に 6 月以上派遣する(派遣した)労働者	派遣前、派遣後	様式 5 号(3) (安衛則 51)	5 年	—	—	—
	給食従業員の検便 (安衛則 47)	事業に附属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入時、配置替時	雇入時 様式 5 号(1) その他 様式 5 号(2) (安衛則 51)	5 年	常時 50 人以上の労働者を使用する事業場(定期のみ)	様式 6 号の 2 (安衛則 52)	遅滞なく
	有害な業務にかかる歯科医師による健康診断 (安衛則 48)	塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りん等のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、 6 月以内ごと					
長時間労働者に対する医師による面接指導 (安衛法 66 の 8、安衛則 52 の 2～52 の 8)	週 40 時間を超えて労働させた時間が一月当たり 80 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者ほか	労働者の申出後に遅滞なく	—	5 年 安衛則 52 の 6	—	—	—	
心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック) (安衛法 66 の 10、安衛則 52 の 9)	常時使用する労働者 (労働者常時 50 人未満の事業場は当面努力義務)	1 年以内ごと	—	5 年 安衛則 52 の 13	常時 50 人以上の労働者を使用する事業場	様式 6 号の 2 (安衛則 52 の 21)	毎年事業年度など事業場で設定	
リスクアセスメント対象物健康診断 (安衛則 577 の 2) 令和 6 年 4 月 1 日に施行	リスクアセスメント対象物の製造又は取り扱う業務に常時従事する労働者	リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、医師又は歯科医師が必要と認める健診項目があるとき 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるとき	様式 24 号の 2 (安衛則 577 の 2)	5 年 がん原性物質は 30 年	—	—	—	
有機溶剤等健康診断 (有機則 29)	令 22 条 1 項 6 号(令別表 6 の 2)に掲げる業務に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、 6 月以内ごと	様式 3 号 (有機則 30)	5 年	対象業務のある事業場(定期のみ)	様式 3 号の 2 (有機則 30 の 3)	遅滞なく	
鉛健康診断 (鉛則 53)	令 22 条 1 項 4 号(令別表 4)に掲げる業務に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、 6 月以内ごと(はんだ付けの業務などは 1 年以内ごと)	様式 2 号 (鉛則 54)	5 年	対象業務のある事業場(定期のみ)	様式 3 号 (鉛則 55)	遅滞なく	
四アルキル鉛健康診断 (四鉛則 22)	令 22 条 1 項 5 号(令別表 5)に掲げる業務に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、 6 月以内ごと	様式 2 号 (四鉛則 23)	5 年	対象業務のある事業場(定期のみ)	様式 3 号 (四鉛則 24)	遅滞なく	
特定化学物質健康診断 (特化則 39)	令 22 条 1 項 3 号(令別表第 3 第 1 号及び第 2 号)の業務(石綿等の取扱い等の業務を除く)に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、 6 月以内ごと (一部例外あり)	様式 2 号 (特化則 40)	5 年 特別管理物質【特化則 38 の 3】は 30 年	対象業務のある事業場(定期のみ)	様式 3 号 (特化則 41)	遅滞なく	
	就業経験者 令 22 条 2 項の業務(石綿等の取扱い等の業務を除く)に常時従事させたことのある労働者							
高気圧業務健康診断 (高圧則 38)	高圧室内作業(令 6 条 1 号)又は潜水業務(令 20 条 9 号)に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、 6 月以内ごと	様式 1 号 (高圧則 39)	5 年	対象業務のある事業場	様式 2 号 (高圧則 40)	遅滞なく	
電離放射線健康診断 (電離則 56)	放射線業務(令 22 条 1 項 2 号、令別表第 2)に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、 6 月以内ごと	様式 1 号の 2 (電離則 57)	30 年	対象業務のある事業場	様式 2 号 (電離則 58)	遅滞なく	
石綿健康診断 (石綿則 40)	令 22 条 1 項 3 号の業務に常時従事する労働者	雇入時、配置替時、 6 月以内ごと	様式 2 号 (石綿則 41)	40 年	対象業務のある事業場	様式 3 号 (石綿則 43)	遅滞なく	
	就業経験者 令 22 条 2 項の業務に従事させたことのある労働者							
じん肺健康診断 (じん肺法 7、8、9 の 2)	じん肺則別表に掲げる粉じん作業に常時従事する労働者	就業時、離職時 ・じん肺管理区分 1 の者 3 年以内ごと ・管理区分 2 又は 3 の者 1 年以内ごと	様式第 3 号 (じん肺則 22)	7 年 じん肺法 17	対象業務のある事業場	様式 8 号 (じん肺則 37)	翌年の 2 月末まで	
	就業経験者 じん肺則別表に掲げる粉じん作業に常時従事させたことのある労働者	・じん肺管理区分 2 の者 3 年以内ごと ・管理区分 3 の者 1 年以内ごと						

(注)「安衛法」労働安全衛生法 「令」労働安全衛生法施行令 「安衛則」労働安全衛生規則
「有機則」有機溶剤中毒予防規則 「鉛則」鉛中毒予防規則 「四鉛則」四アルキル鉛中毒予防規則
「特化則」特定化学物質障害予防規則 「高圧則」高気圧作業安全衛生規則 「電離則」電離放射線障害防止規則
「石綿則」石綿障害予防規則 「じん肺則」じん肺法施行規則

職場におけるメンタルヘルス対策

職場における心の健康づくり

厚生労働省の労働安全衛生調査（実態調査）によると、職場生活で強いストレスを感じる労働者の割合が5割を超えています。また業務による心理的負荷を原因として精神障害を発症、あるいは自殺したとして労災認定された事案が増加しています。

厚生労働省は「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（メンタルヘルス指針）を定め、職場におけるメンタルヘルス対策を推進しています。この指針は労働安全衛生法の規定に基づいて、事業場において事業者が講ずる労働者の心の健康保持増進のための措置が適切かつ有効に実施されるよう、メンタルヘルスケアの原則的な実施方法について定めるものです。

職場における心の健康づくり
～労働者の心の健康の保持増進のための指針～



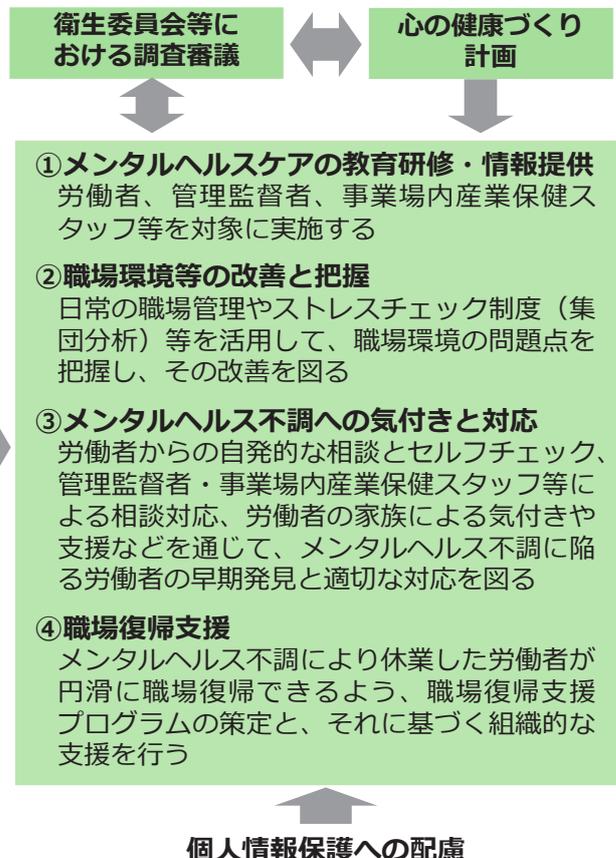
4つのメンタルヘルスケアの推進

メンタルヘルスケアは、「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」及び「事業場外資源によるケア」の「4つのケア」が継続的かつ計画的に行われることが重要です。

セルフケア ・ストレスやメンタルヘルスに対する正しい理解 ・ストレスチェックなどを活用したストレスへの気づき ・ストレスへの対処	労働者
ラインによるケア ・職場環境等の把握と改善 ・労働者からの相談対応 ・職場復帰における支援など	管理監督者
事業場内産業保健スタッフ等によるケア ・具体的なメンタルヘルスケアの実施に関する企画立案 ・個人の健康情報の取扱い ・事業場外資源とのネットワークの形成やその窓口 ・職場復帰における支援など	衛生管理者等 産業医
事業場外資源によるケア ・情報提供や助言を受けるなど、サービスの活用 ・ネットワークの形成 ・職場復帰における支援など	専門家等 事業場外機関

メンタルヘルスケアの進め方

左記の4つのケアが適切に実施されるよう、事業場内の関係者が相互に連携し、以下の①～④の取組みを積極的に推進することが効果的です。



働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト こころの耳

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

こころの耳 [ホーム](#) [はじめての方へ](#) [文字サイズ](#) 小 中 大 [厚生労働省](#)

[働く方へ](#) [ご家族の方へ](#) [事業者の方へ](#) [部下を持つ方へ](#) [支援する方へ](#) [Twitter](#) [Facebook](#)

今日のおすすめ 職場のメンタルヘルスケア 季節のコラム 8月 暑くていら立ちの多い季節 暑さが続きイライラを感じませんか。 イライラした時の対処法についてご紹介しています。	よく見られているコンテンツ
相談窓口	5分でできる 職場のストレスセルフチェック
悩みを相談してみませんか 相談窓口案内	疲労蓄積度セルフチェック (働く方用)
	eラーニングで学ぶ 15分でわかるセルフケア
	ご存知ですか？うつ病
	ストレスチェック制度について
	職場のメンタルヘルス対策の取組事例

厚生労働省が運営するポータルサイト「こころの耳」では、労働者やそのご家族、事業者や管理監督者等に対して「働く人のメンタルヘルス対策」に関する様々な情報を発信しています。

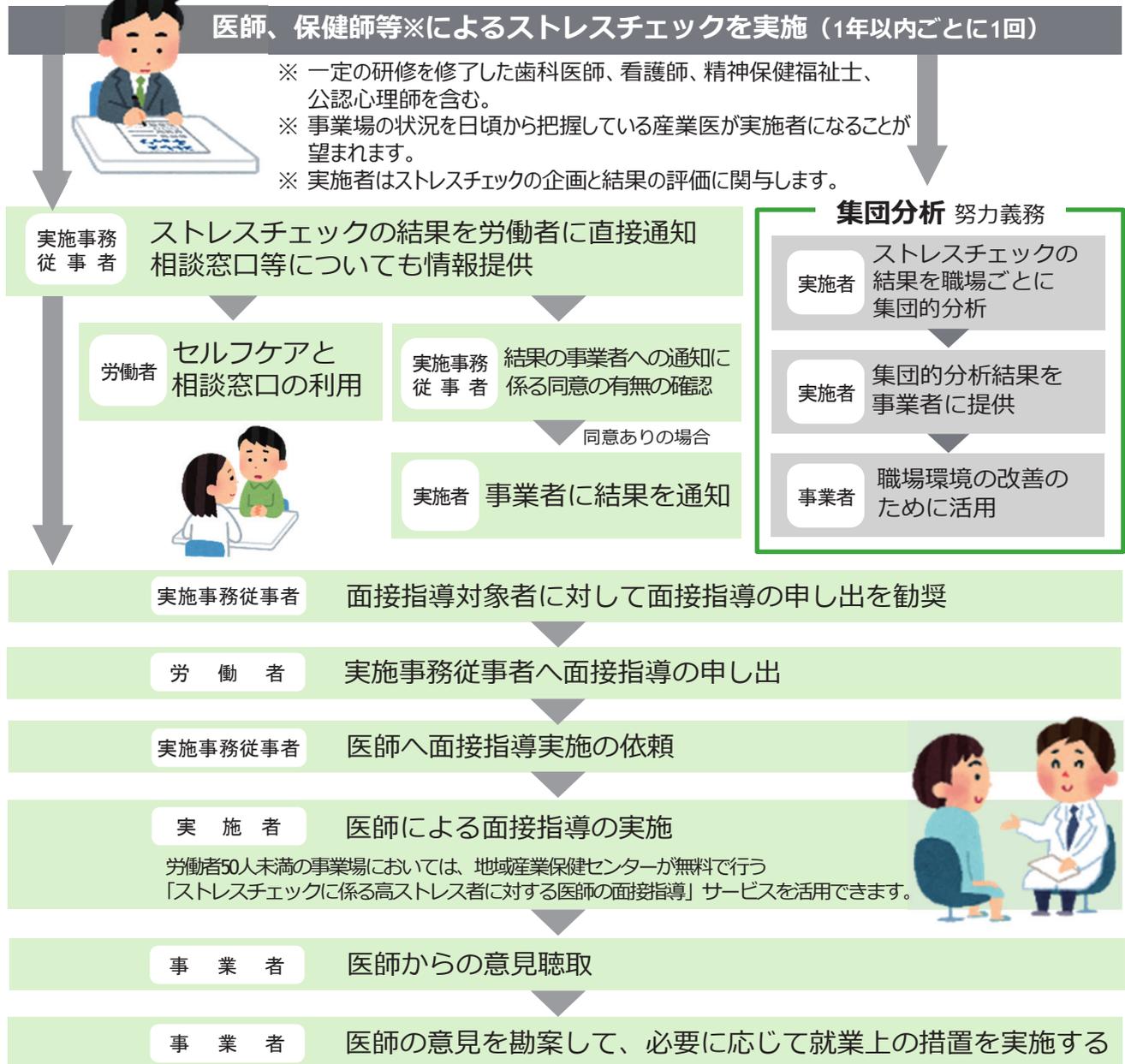


ストレスチェック制度 労働安全衛生法第66条の10

ストレスチェック制度は、労働者のストレス状況を定期的に検査・対処して、メンタルヘルス不調を未然に防ぐ取組です。常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施する必要があります。（労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務です。）

ストレスチェックの結果、高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行う必要があります。事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認められるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

ストレスチェック
実施マニュアル



団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

実施計画提出〆切 = 令和6年12月27日（金）**必着**

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。事業主団体等が、傘下の中小企業等に対して**医師等による健康診断結果の意見聴取**や、**ストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために、産業医等と契約した場合**、その活動費用の**90%（上限500万円）**を助成します。 ※ 1団体につき年度ごとに1回限りです。

①郵送 ②Googleフォーム ③jGrants（電子申請システム）のいずれかにより、申請が可能です。
その他、対象となる団体、対象の産業保健サービス等の詳細については、リーフレットをご参照ください。



リーフレット、
申請様式等

助成金に
関する問合せ

労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課

☎ 0570-783046

小規模事業場のみなさまへ 地域産業保健センターをご利用ください

地域産業保健センター（通称「**地さんぽ**」）は、労働基準監督署管轄区域ごとに設置されている独立行政法人労働者健康機構が運営する機関です。地さんぽでは、**労働者数50人未満**の小規模事業者やそこで働く方を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導など、下記サービスを**無料**で提供しています。



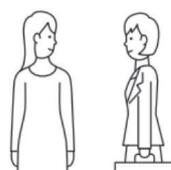
健康診断の結果についての医師からの
意見聴取



長時間労働者や高ストレス者に対する医師による
面接指導



労働者の健康管理や産業保健等に関する
健康相談



専門スタッフによる
個別訪問指導

- 地さんぽの利用には事前の申し込みが必要です。
- 総括産業医（企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医）がいる小規模事業場は支援対象外となります。
- 利用回数には制限があります。
- 詳しくは、最寄り（下記）の「地さんぽ」または「さんぽセンター」へお問合せください。

地さんぽ 所在地・連絡先一覧

名称	所在地	対象地域	連絡先
大分県中部 地域産業保健センター	大分市野田818 医療法人謙誠会 博愛診療所内	大分市、別府市、杵築市、 由布市、国東市、日出町、 姫島村	TEL 070-2153-0811 FAX 097-502-4461 Mail tyu-bu@oitas.johas.go.jp
大分県北 地域産業保健センター	中津市永添2110-8 中津市医師会内	中津市、宇佐市、 豊後高田市	TEL 070-2153-0812 FAX 0979-24-1486 Mail kenhoku@oitas.johas.go.jp
県南 地域産業保健センター	佐伯市鶴谷町1-7-28 佐伯市医師会内	佐伯市、臼杵市、 津久見市	TEL 070-2153-0813 FAX 0972-24-1660 Mail kennan@oitas.johas.go.jp
日田玖珠 地域産業保健センター	日田市清水町803-1 日田市医師会内	日田市、玖珠町、 九重町	TEL 070-2153-0814 FAX 0973-24-7080 Mail hitakusu@oitas.johas.go.jp
豊肥 地域産業保健センター	豊後大野市三重町 百枝1086-12 豊後大野市医師会内	竹田市、豊後大野市	TEL 070-2153-0815 FAX 0974-22-6149 Mail ho-hi@oitas.johas.go.jp

独立行政法人労働者健康安全機構

大分産業保健総合支援センター 通称「さんぽセンター」

大分市荷揚町3-1 いちご・みらい信金ビル6F
TEL 097-573-8070 FAX 097-573-8074

さんぽセンターでは、事業場の産業保健スタッフ（産業医、保健師、衛生管理者、事業主、人事労務担当者等）を対象に産業保健に関する研修や相談等を**無料**で行っています。

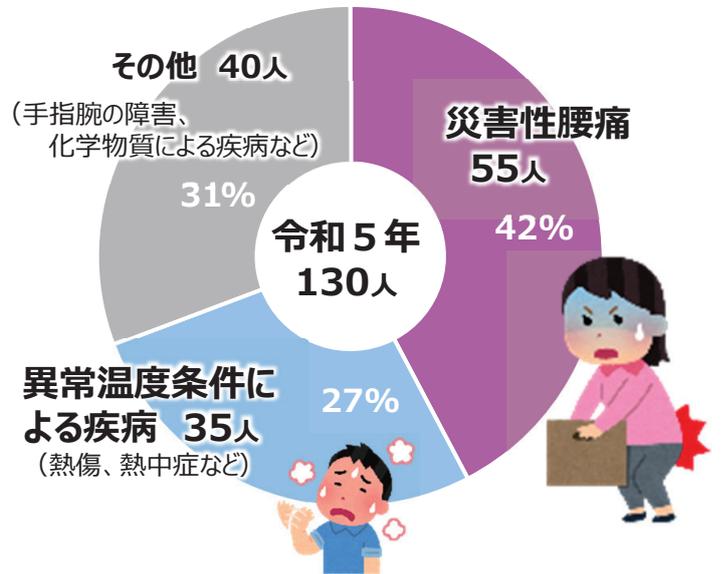
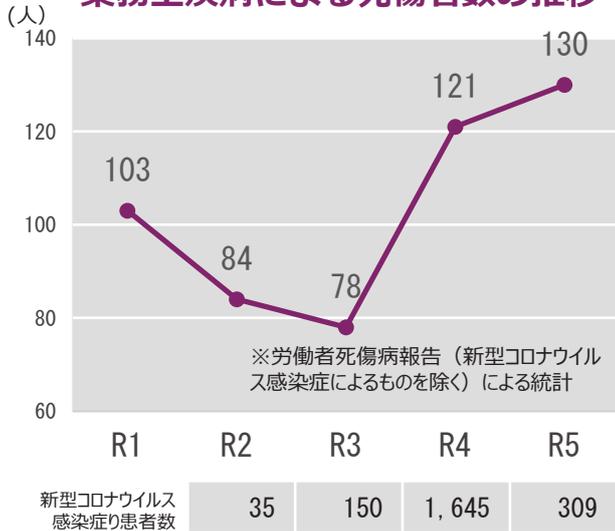
さんぽセンターホームページ



大分県の業務上疾病発生状況と腰痛予防対策

大分県における休業4日以上の業務上疾病（新型コロナウイルスり患者数を除く。）は、令和4年から増加しています。疾病を分類別にみると、令和5年の業務上疾病のうち、「災害性腰痛」によるものが最も多く、42%を占めています。また、高温物体との接触による熱傷や高温環境下における熱中症などの異常温度条件による疾病も多く発生しており、このうち熱中症による死傷者数は13人となっています。

業務上疾病による死傷者数の推移



「仕事柄、腰痛は仕方がない」とあきらめていませんか？

職場における腰痛予防対策

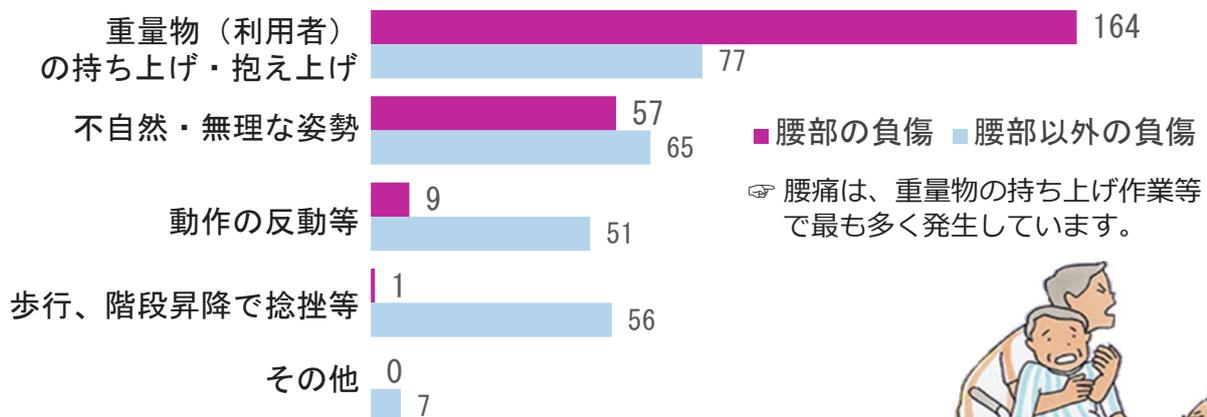
不自然な姿勢を長く続ける作業や利用者を抱きかかえることがある病院・社会福祉施設における腰痛は「職業病」とあきらめがちですが、しっかりと対策をすれば防ぐことができます。



職場における腰痛の発生状況 1

大分県 「動作の反動・無理な動作」の発生状況 | 過去3年

※出典は令和3年～5年の労働者死傷病報告。確定後の受理を含む。以下同じ。N=487



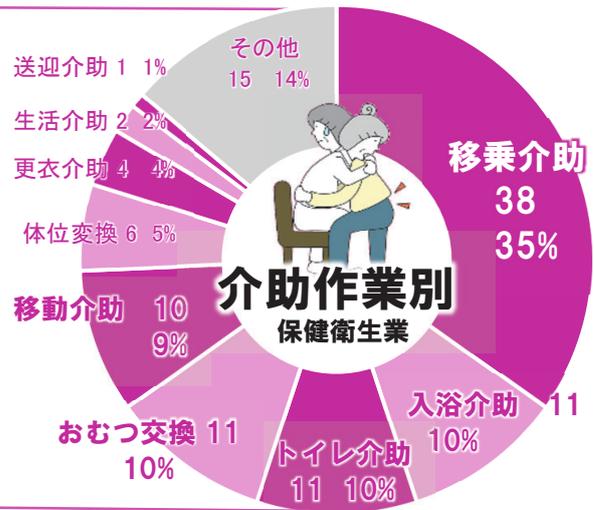
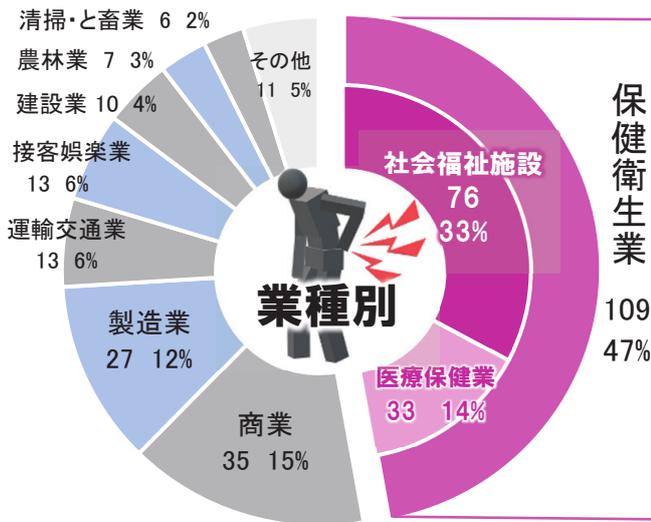
腰部の負傷事例

- 利用者をベッドから車椅子へ移乗するため、2人で抱え上げたところ、足側を持っていた被災者が腰に激しい痛みが走った。（社会福祉施設・男・30代・5年）
- 床に座り込んだ利用者を抱え上げてベッドに移そうとしたところ、腰に痛みが走った。（社会福祉施設・女・60代・14年）
- 洋式便座の掃除をしようとしてかがんだ時に、腰に激痛が走った。（ビルメンテナンス業・女・30代・2年）



職場における腰痛の発生状況 2

大分県 腰痛発生状況 | 過去3年



☞ 腰痛の半数は、保健衛生業（社会福祉施設、病院が含まれます）で発生しています。

☞ 保健衛生業の内訳では、ベッド⇄車椅子などの移乗介助中の発生が35%を占め、最も多くなっています。

腰痛予防対策指針

腰痛とは？

一般的な腰痛の種類

腰痛症

ぎっくり腰（腰椎ヘルニア等）

椎間板ヘルニア

椎体骨折

等がある

腰痛は、脊椎にあるクッションの働きをしている**椎間板**や**脊柱を支えている筋肉**等に障害が起きた際に発生します。

単に腰の痛みだけでなく、お尻から太もも、さらには膝関節を超えて足首や足先にわたり、しびれや痛みが広がるものもあり、**これらの痛みなども腰痛に含まれます。**

職場における腰痛の課題と対策

腰痛は個人の作業方法や体力の問題などと片付けられてしまいがちですが、業務上で発生する病気や怪我は、あくまで組織としての課題です。

職場における腰痛予防対策指針

各事業場において組織的に実施することが望まれる腰痛予防のための原始的な取組が示されています。



腰痛予防対策
厚生労働省HP

- 法定の安全衛生管理体制の整備とともに**腰痛対策チームの活用**などを推奨しています。
- 腰痛を予防するための組織的取組として**作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育**の視点を踏まえた考え方や具体的対策を明示しています。

腰痛予防対策のポイント

POINT 1 人力によって取り扱える重量には目安があります

体力（筋力）を考慮し、人力による重量物取扱いにおける目安が示されています。



満18歳以上の労働者の人力のみにより
取り扱う重量の目安

= 男性は体重の40%以下

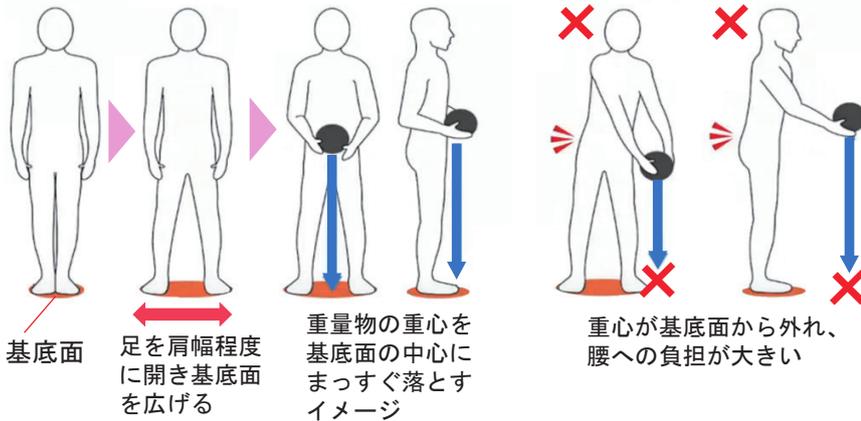
= 女性は男性目安の60%程度

(例) 作業員の体重が60kg程度の場合、
取り扱う重量物の目安重量

男性 60kg × 0.4 = 24.0kg以下
女性 24kg × 0.6 = 14.4kg以下

POINT 2 腰部に負担の少ない姿勢を知る

- 足をしっかりと開いて、基底面を確保しましょう
- 重量物の重心を基底面の中心におくイメージを持ちましょう



注意
パワーポジションでも危険がゼロではない

パワーポジションをとって腰への負担を減らしましょう

パワーポジションは、スポーツの世界で使用される用語です。相手の動きに対して素早く反応するための姿勢で、その後の運動パフォーマンスが向上します。正しい姿勢をとることで腰への負担を軽減する効果があるため、物を持ち上げる際の基本姿勢として身につけましょう。

基本としてのパワーポジション

- ・背中が丸くならないようにする
- ・膝は、つま先より前に出さない
- ・下腹に力を入れたまま、尻を引いてから尻と足の力で持ち上げる
- ・胸を張って、尻を突き出す



POINT 3 原則、人力による人の抱え上げは行わない

介助方法別 適切な作業方法

介護の現場には、福祉用具や機器を活用し、**ノーリフティングケア**（抱え上げない作業方法）を推奨しています。ノーリフティングケアを通じて、介護する側と介護される側の双方が安全で快適なケアを実現しましょう。

移乗介助

移乗介助において、人の抱え上げや腰のひねり、前屈み・中腰などの不自然な姿勢は、腰部に強い負荷がかかり、腰痛となるリスクが大きいので、そうした動作を避けます。



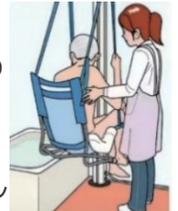
対策のポイント

- 利用者の残存能力を活かす
- 複数人が補助機器を使用する
- スタンディングマシンやスライディングシートを活用する



入浴介助

頻繁に前屈み、中腰、体幹のひねりなどの不自然な姿勢が生じるほか、床面が滑りやすく転倒等で急性腰痛発症のリスクが高まります。高温多湿のため疲労が蓄積しやすいことや、作業衣が濡れることによる足腰の冷えも腰痛の発症に影響します。



対策のポイント

- 特殊浴槽やリフトを使用する
- 滑りにくい作業靴や滑り止めマットを使用する
- 水分補給をこまめにし、衣服が濡れた場合は着替える

清拭、おむつ交換、体位変換、清潔清容介助、食事介助

清拭、おむつ交換、衣服着脱、歯磨き、洗面、整髪、爪切り、食事介助においても前屈みや腰のひねりが頻繁に生じ、腰部に強い負荷がかかります。

対策のポイント

- 対象者に近づいて介助する
- ベッドの両脇を空けて複数の介護者で作業できるようにする
- 対象者が椅子に座る場合、介護者も椅子に座るか膝をつく



移動介助

ベッドに寝ている利用者の位置を移動させる場合は、ベッドの横に立って抱え上げて腰をひねったり、ベッドの上に立って深い前屈みや中腰姿勢で抱え上げたりすることで、腰部に過度の負担がかかります。



スライディングシートの使用例

対策のポイント

- ベッド上での移動はスライディングシートを使用する

POINT 4 おすすめ腰痛予防対策

事業場内施設等の活用

県内の介護施設では、利用者向けの施設を休憩時間に労働者へ開放する、常勤の理学療法士が労働者の腰痛予防対策を支援する等の取組がみられます。



好事例を取り入れる
全国の小売業、介護・看護の職場で腰への負担を減らした111事例について成果、内容等を紹介しています。腰痛予防対策にお役立てください。



厚生労働省HPからダウンロード全67ページ



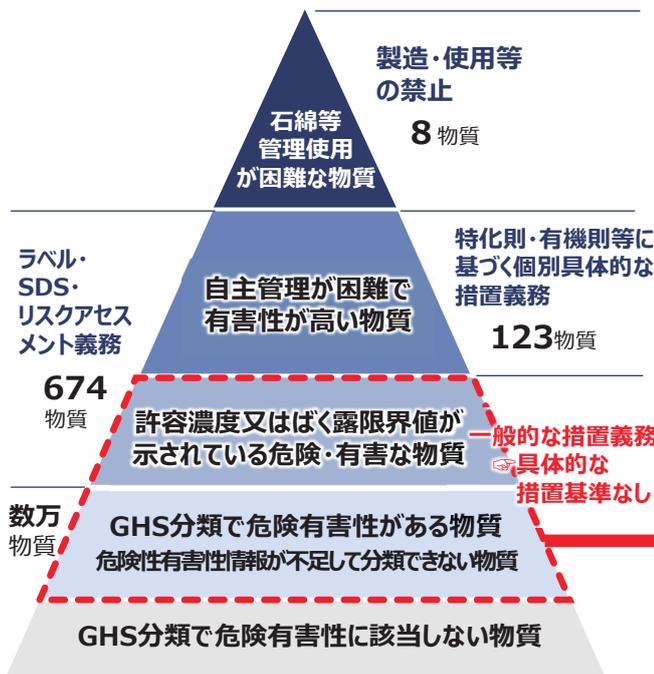


労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制の概要

分野	関係条項	項目	確認事項	施行日
化学物質管理体系の見直し	安衛令別表第9 ※R7以降も 順次追加	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならない化学物質（リスクアセスメント対象物）が「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？	R6年4月1日 ※R7以降も 順次追加
	安衛則 第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？	R5年4月1日
			濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？	R6年4月1日
			措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年）	R5年4月1日 R6年4月1日
			リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？	R5年4月1日
	安衛則 第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学物質等への直接接​​触の防止	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らか物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？	R6年4月1日
			上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）	R5年4月1日
	安衛則 第22条	衛生委員会の付議事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？	R5年4月1日 R6年4月1日
	安衛則 第97条の2	がん等の把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について医師の意見を聞いていますか？	R5年4月1日
			医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？	
	安衛則 第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）	R5年4月1日
	安衛則 第34条の2の10	労働災害発生事業場等への指示	労働災害を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？	R6年4月1日
安衛則 第577条の2 第3項から 第5項、 第8項、第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）	R6年4月1日	
		濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師または歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		
実施体制の確立	安衛則 第12条の5	化学物質管理者	化学物質管理者を選任していますか？	R6年4月1日
	安衛則 第12条の6	保護具着用管理責任者	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？	R6年4月1日
	安衛則 第35条	雇入れ時教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？	R6年4月1日
情報伝達の強化	安衛則 第24条の15 第1項・第3項、 第34条の2の3	SDS通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？	R4年5月31日
	安衛則 第24条の15 第2項・第3項、 第34条の2の5 第2項・第3項	「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？	R5年4月1日
			SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？	R6年4月1日
	安衛則 第24条の15 第1項、 第34条の2の4、 第34条の2の6	SDS通知事項の追加等	SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？※含有量が幅があるものは、濃度範囲による表記も可。	
安衛則 第33条の2	別容器等での保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？	R5年4月1日	
その他	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	個別規則の適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？	R5年4月1日
	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	作業環境測定結果が第3管理区分の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？	R6年4月1日
			措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？	
特化則、有機則、鉛則、四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？	R5年4月1日	

ラベル表示・SDS通知・リスクアセスメント対象物質が大幅に追加

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制

有害性に関する情報量

約2,900物質

(国がモデルラベル・SDS作成済みの物質)

数万物質

国のGHS分類により
危険性・有害性が
確認されたすべての物質

国によるGHS
未分類物質

ラベル・SDSによる伝達義務

ラベル・SDSによる
伝達努力義務

リスクアセスメント実施義務

リスクアセスメント
実施努力義務

ばく露を基準
以下とする義務

ばく露を最小
限度にする義務

ばく露を最小限度
にする努力義務

適切な保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の
使用義務・努力義務

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物質）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

改正日	R4年2月24日	R5年8月30日(政令)、9月29日(省令)	R5年8月30日(政令)、9月29日(省令)
施行日	R6年4月1日	R7年4月1日	R8年4月1日
追加内容	発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された 234物質	左記以外のカテゴリーで区分1に分類された 約700物質 を義務対象に追加	健康有害性のカテゴリーで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された 約850物質 を義務対象に追加

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置

✓ 労働者がばく露される程度を最小限にすることや、濃度基準の遵守が義務付けられました

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限にしなければなりません。さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露される濃度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。

ポイント！ ばく露低減措置では、濃度基準値以下であるかを必ず確認しなければなりません。その際、推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせる行うことが効果的です。

ポイント！ 濃度基準値が定められていない物質は、「米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めなければなりません。

* 今後順次物質数が増え、最終的には約800物質について濃度基準値が設定される予定です。



✓ ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択します

労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、以下の方法等により最小限度にしなければなりません。



代替物質
の使用



換気装置等を
設置し稼働



作業方法
の改善



有効な呼吸用
保護具の使用

リスクアセスメント
対象物健康診断
に関するガイド
ライン



その他、濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合、リスクアセスメント結果に基づき、必要に応じて医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存しなければなりません。*がん原性物質は30年間保存

RA対象物
健康診断に
関する
Q&A



✓ **リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられました**

リスクアセスメント結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存しなければなりません。
また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。※がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のための保護具の適切な使用

皮膚等への障害を起こしうる化学物質を製造・取り扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を
引き起こしうる化学物質



←皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質のリスト

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質 = 義務

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質 = 努力義務

ポイント！ 化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

S D S 等による情報伝達の強化

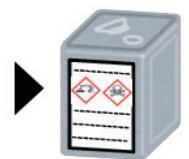
✓ **S D S の記載項目の追加や、定期確認・更新が強化されました**

- ・通知事項に「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加されました。
- ・成分の含有量は、原則として、重量%の記載が必要になりました。
- ・「人体に及ぼす作用」を定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新することが義務付けられました。

✓ **化学物資を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になりました**

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられました。

- ・リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ・自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



✓ **電子メールや二次元コード等で S D S 通知が可能になりました**

S D S の通知手段は譲渡提供する相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能になりました。



電子メールの送信



HPのURLや二次元コードの伝達

自律的管理に向けた実施体制の確立

✓ **化学物質管理者等の選任が義務化されました**

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が必要です。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし(専門的講習の受講を推奨)

【職務】

ラベル・S D S 等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止対策の実施管理や化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、保護具着用管理責任者を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが必要です。

✓ **衛生委員会の付議事項が追加されました**

衛生委員会の付議事項について下記を追加し、自律的な管理の実施事項の調査審議が義務付けられました。

- ・リスクアセスメント結果に基づく、ばく露低減措置
- ・健康診断結果やそれに基づく措置



労働安全衛生法に基づく 化学物質管理の無料相談窓口のご案内

ラベル・SDS・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。

対象となる相談内容の例

- ✓ 化学物質を製造・取り扱う労働者への適切な保護具の使用
- ✓ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ✓ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下（※1）または最小限度（※2）にする義務
- ✓ 自律的な管理に向けた実施体制の確立 ※1：濃度基準値設定物質が対象 ※2：1以外のリスクアセスメント対象物が対象



- ・新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいですか
- ・ラベルやSDSの内容が分からないのですが
- ・化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか
- ・「クリエイトーシンプル」の使い方を教えてください
- ・化学物質に役立つ情報はどこでわかりますか

事業者のための化学物質管理無料相談窓口

テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

電話 050-5577-4862

テクノヒル 相談窓口



- 受付時間 平日10:00～17:00(12:00～13:00を除く)※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く
- 開設期間 令和6年4月1日～令和7年3月18日
- 相談は無料ですが、通話料がかかります。
- テクノヒルHPからお問い合わせフォームをご利用いただけます。
- メールでのお問合せについて、内容に応じて電話でのご回答になる場合もあります。
- 詳しくはテクノヒル株式会社のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.technohill.co.jp/telsoudan/>



職場の化学物質管理の道しるべ ポータルサイトのご案内



職場の化学物質管理の道しるべ

ケミガイド

厚生労働省 労働基準局
安全衛生部 化学物質対策課

ケミガイドでは、化学物質規制変更の背景や化学物質によって発生した労働災害事例を紹介しています。



職場の化学物質管理

ケミサポ

運営 | 独立行政法人労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所

- ・ケミサポでは事業者、化学物質管理者として活躍される方などの関係者向けに、事業者が自律的な化学物質管理を進めるヒントとなる情報を提供しています。
- ・リスクアセスメント対象物のCAS番号による簡易検索ができます。



建築物等の解体・改修等における石綿ばく露防止対策

石綿の有無に関する事前調査の確実な実施

✓ 事前調査は、工事の規模にかかわらず、すべての工事が対象です

施工業者は、建築物・工作物・船舶の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行うことが義務付けられています。

✓ 事前調査の結果については報告が必要です

一定規模以上の工事は、施工業者が労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果を報告する必要があります。※下記「事前調査結果の報告の対象となる工事・規模の基準」参照

事前調査は「石綿含有建材調査者」の資格を有する者が行います

令和5年10月1日
着工の工事から



- ① 建築物（一戸建ての住宅・共同住宅の住戸の内部を除く）
一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者
※同等以上の能力を有すると認められる者＝日本アスベスト調査診断協会の登録者
- ② 一戸建ての住宅・共同住宅の住戸の内部
上記①の者及び一戸建て等石綿含有建材調査者
- ③ 船舶（鋼製の船舶）
船舶石綿含有資材調査を行う者で、船舶石綿含有資材調査者講習を受講し修了考査に合格した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者

※法改正により「工作物石綿事前調査者」の資格要件が新たに設けられ、令和8年1月1日から適用されます。（次ページ参照）

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模の基準

以下に該当する工事は、事前調査結果の報告が必要です。石綿が無い場合も報告が必要です。

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が 80m²以上
	改修	請負金額が 税込100万円以上
特定の工作物	解体・改修	請負金額が 税込100万円以上
船舶（鋼製のもの）	解体・改修	総トン数が 20トン以上

※報告の対象となる「特定の工作物」は次に掲げるものです。

- 反応層、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- 焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く）※令和5年10月1日から追加

事前調査の報告には「石綿事前調査結果報告システム」を利用する



石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

※システムの利用にはGビズIDが必要です。



石綿総合情報ポータルサイト <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

GビズIDの取得方法や石綿事前調査結果報告システムへのログイン方法はこちらでご確認ください

工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設

工作物石綿事前調査者の要件が新たに設けられました。施行日は令和8年1月1日です。

区分	対象工作物	事前調査の資格
石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物	<p>建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備） ● 電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備） ● 配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上下水道管は除く <p>注意 建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。</p>	工作物石綿事前調査者
特定工作物告示（令和2年厚生労働大臣告示第278号）に掲げる工作物	<p>建築物一体設備等</p> <p>煙突、トンネルの天井板、プラットフォームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）※新たに特定工作物として指定</p> <p>注意 建築設備系配管（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管）は建築物の一部。</p>	工作物石綿事前調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、又は特定建築物石綿含有建材調査者
その他の工作物	<p>上記以外の工作物</p> <p>建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上欄以外のもの。 （エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等））</p> <p>※1 塗料の剥離、補修されたコンクリートやモルタルを使用した基礎の解体等を行う場合</p>	 <p>塗料その他の石綿が使用されているおそれのある材料の除去等の作業（※1）に係る事前調査については、工作物石綿事前調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、又は特定建築物石綿含有建材調査者</p>

除じん性能を有する電動工具に係る措置の見直し

石綿等の切断等の作業等における粉じん発散防止措置について、「湿潤化」に限定せず、**湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うことを義務づける**ものです。

また、特に石綿等の粉じんの発散しやすい石綿含有成形品の切断等の作業や、石綿含有仕上げ塗材を電動工具で除去する作業においても、作業内容に応じた、最適な粉じん発散防止措置を作業場で適切に講ずることができるよう「常時湿潤化」に限定せず、常時湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置のいずれかの措置を行うことを義務付けるものです。

石綿障害予防規則第6条の2第3項第2号並びに同規則第13条第1項及び第3項が令和5年8月29日に改正され、**令和6年4月1日から施行**されています。

石綿総合情報ポータルサイトの利用

石綿総合情報ポータルサイトでは、事前調査制度を始め、石綿対策等に関する様々な情報の閲覧や、関係資料等をダウンロードすることができます。

また、「講習会情報」のリンクでは、石綿作業主任者技能講習や建築物石綿含有建材調査者講習、工作物石綿事前調査者講習などを実施している講習機関の情報を確認することができます。

石綿 総合情報ポータルサイトTOP



石綿総合情報ポータルサイト



石綿とは



事業者



作業従事者



一般の方



報告システム



改正ポイント



講習会情報



リンク・資料

石綿総合情報ポータルサイト



石綿ばく露防止措置、改正石綿障害予防規則の概要



第10次粉じん障害防止総合対策

粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、大分労働局では、令和5年度から令和9年度までの5か年を推進期間とする「第10次粉じん障害防止総合対策」を策定しました。

推進にあたっては、次の5項目を重点事項としています。事業者の皆さまにおかれましては、重点事項とした粉じん障害防止対策に基づく措置の徹底をお願いいたします。

重点事項① 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底



- ✓ 保護具着用管理責任者を選任し、呼吸用保護具の適正な選択と使用を推進する。
- ✓ 防じんマスクは電動ファン付きのものを選択する。
- ✓ ずい道建設工事では、必ず、粉じん濃度等の測定結果に応じた要求防護係数を上回る指定防護係数を有する電動ファン付き呼吸用保護具を選択して使用させる。

※令和6年4月1日より、作業環境測定の結果、第三管理区分に区分され、その改善が困難な場所では、厚生労働大臣の定めるところにより濃度を測定し、その結果に応じて有効な呼吸用保護具を使用させることと、フィットテストを実施することが義務となります。

重点事項② ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

- ✓ 「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく粉じん障害防止対策を講じる。
- ✓ 粉じん濃度目標レベル(2mg/m³)以下となるよう措置を講じる。
- ✓ 労働者の健康管理のため「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」に登録する。



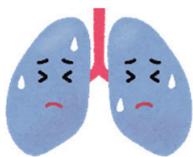
ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン



ずい道等建設労働者健康管理情報システム(建災防HP)



重点事項③ じん肺健康診断の確実な実施



- ✓ じん肺法に基づくじん肺健康診断を確実に実施し、毎年、じん肺健康管理実施状況報告を労働基準監督署へ提出する。
- ✓ じん肺健康診断の記録を作成し、確実に保存する。

重点事項④ 離職後の健康管理の推進

- ✓ じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」を配付する。
- ✓ 離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知する。

離職するじん肺有所見者のためのガイドブック



重点事項⑤ アーク溶接作業等に係る粉じん障害防止対策



- ✓ 屋内・屋外を問わず、粉じん障害防止措置を講じる。
- ✓ 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の設置による作業環境改善を図る。
- ✓ 溶接ヒュームが特定化学物質として規制されたことから、金属アーク溶接作業を行うにあたっては、溶接ヒュームによる健康障害防止措置と併せて粉じん対策を講じる。

労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化されます

令和7年1月1日から、以下の労働安全衛生関係の手續について、電子申請が原則義務化されます。

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

様式第23号
労働者死傷病報告→

義務化されるもの以外にも、...

- 足場、局所排気装置等の設置・移転・変更届
- 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です。



電子申請の始め方
厚生労働省ホームページ



電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署窓口へ行かずに手續することができます。

- ✓ 時間や場所にとらわれずに手續が可能
- ✓ スマホ、タブレット又はパソコンだけで手續が完了
- ✓ 電子署名・電子証明書の添付は不要

労働基準監督署チャットボットのご案内

チャットボットは、利用者から労働基準監督署等に寄せられる問合せのうち、質問の多いものについて、一定の内容を自動で回答します。パソコン、スマホのどちらも24時間対応しています。ぜひ、ご活用ください。

こんなご質問はあいませんか？

労働基準監督署
の開庁時間
を教えてください

ストレスチェック
制度とは何？

どのような場合に
労災と認められるの？

会社の都合で
休まされたが
休業手当はないのか

雇用契約書の
作り方を教えてください

大分県の
最低賃金は
いくら？



労働基準監督署チャットボット
https://lscb.necarcloud.jp/qadialog_webchat/

治療と仕事の両立支援に取り組んでみませんか？

～病気になっても仕事を続けられる職場環境を作りましょう！～

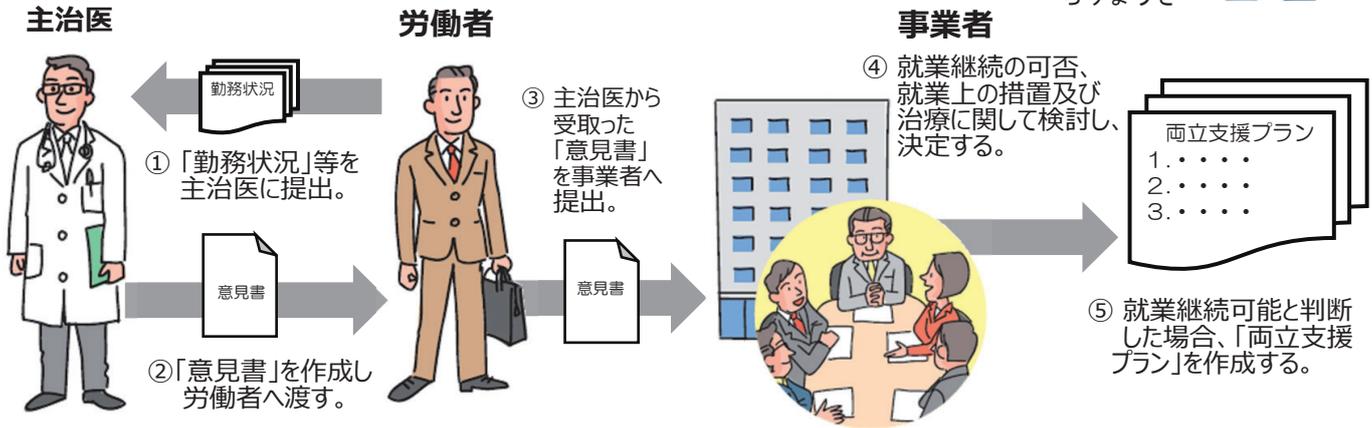
「治療と仕事の両立支援」とは、病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として仕事の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。

労働者ががんなどの病気を理由として安易に退職を決めてしまわないように、事業者側にも、日頃から病気に関する理解の促進や、労働者との良好なコミュニケーションが求められています。



治療と仕事の両立支援
キャラクター
ちりょうさ

両立支援の基本的な進め方



事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

ガイドラインは、治療が必要な疾病を抱える労働者が、業務によって疾病を増悪させることがないように、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるようにするため、関係者の役割、事業場における環境整備、個別の労働者への支援の進め方を含めた、事業場における取組をまとめたものです。

治療と仕事の両立支援を行うに当たっては、労働者本人の理解と同意の下、事業場や医療機関等の関係者が必要に応じて連携することで、労働者本人の治療や業務の状況に応じた、より適切な支援の実施が可能となります。

「企業・医療機関連携マニュアル（解説編）」は、企業と医療機関が情報のやり取りを行う際の参考となるよう、ガイドライン掲載の様式例に沿って作成のポイントを示すものです。

左)ガイドライン 右)マニュアル は
厚生労働省ホームページからダウンロードできます。



ガイドラインとマニュアルを参考に
両立支援に取り組みましょう！

情報ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」の活用

The screenshot shows the homepage of the 'Two-way Support Navigation' portal. It features a navigation menu with categories like 'For Business Owners', 'For Those Receiving Support', and 'For Medical/Support Organizations'. The main content area includes several informational cards: 'How to start two-way support?', 'How to receive two-way support?', 'Coordinator training', and '2022 Annual Two-way Support Symposium & Seminar'. A search bar and a 'Google 検索' button are also visible at the top.

「両立支援ナビ」では、企業における両立支援の取組方法や取組事例、両立支援を受ける方への支援制度等に関する情報、医療機関や支援機関への情報など、治療と仕事の両立支援に関する様々な情報を掲載しています。





大分県地域両立支援推進チーム

大分県地域両立支援推進チームは、大分県の実情に応じた治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、大分県下のがん相談支援センター、行政機関、関係団体がネットワークを構築し、両立支援に関する取組の連携及び情報の共有化を図る目的で設置したものです。各団体では、事業場や労働者からの相談に応じています。下記の連絡先まで、気軽にお問合せください。

大分県地域両立支援推進チーム参加機関の名称と相談内容	電話番号(受付時間)
大分産業保健総合支援センター 事業者に対する啓発セミナーや管理監督者向けの両立支援教育の実施、関係者からの相談、事業場への個別訪問支援、患者（労働者）と事業者との個別調整支援	097-573-8070 (8:30～17:15)
大分大学医学部附属病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	097-586-6376 (8:30～17:00)
大分県立病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	097-546-7062 (8:30～17:00)
大分赤十字病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	097-532-6181 (8:30～17:00)
別府医療センター がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0977-67-1111 (8:30～17:15)
中津市立中津市民病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0979-22-6521 (9:00～17:00)
大分県済生会日田病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0973-22-8772 (9:00～17:00)
南海医療センター 地域医療連携室 がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0972-22-0577 (8:00～17:00)
大分県 福祉保健部 健康増進室 生活習慣病対策班	097-506-2770 (8:30～17:15)
大分県難病相談・支援センター 難病治療及び就労・就労継続等についての相談	097-578-7831 (9:00～17:00)
大分市保健所 保健予防課	097-535-7710 (8:30～17:15)
大分県医師会 地域保健課 医療連携センター等の紹介	097-532-9121 (8:30～17:30)
日本労働組合総連合会 大分県連合会 地域の働く人たちのよりどころとしての、労働者からの労働相談	0120-154-052 (9:00～17:30)
大分県経営者協会 メンタルヘルス、ハラスメント対策をはじめ、職場環境改善に関する企業への支援	097-532-4745 (9:00～17:00)
(一社) 大分県労働基準協会 労働基準法・労働安全衛生法等の普及、労働安全衛生法等に基づく各種講習会の開催	097-585-5765 (8:00～17:00)
大分県社会保険労務士会【両立支援関係】総合労働相談ダイヤル 事業者に対するセミナーの開催、事業者・労働者双方から就業継続等に関する相談	0570-064-794 (10:00～16:00)
大分県医療ソーシャルワーカー協会（津久見中央病院 内） 復職などの社会復帰の支援	0972-82-1123 (8:30～17:00)
(一社) 日本産業カウンセラー協会 九州支部 産業に関わる方へのカウンセリングによる個人支援	092-434-4433 (10:00～17:00)
日本キャリア開発協会 治療と職業生活の両立に悩んでいる就労者や休退職者の方を対象とした相談 (1回30分の電話無料相談・通話料はご相談者負担、予約制) 申込先 https://www.j-cda.jp/hatarakikata/index.php	左記ウェブサイト から申し込み (10:00～19:00)
大分労働局 職業安定部 職業安定課 長期にわたる治療等が必要な疾患をもつ求職者に対する就職支援事業の実施	097-535-2090 (8:30～17:15)
ハローワーク大分 就職支援ナビゲーターによる、がんまたは肝疾患等の診療連携拠点病院と連携した、離職を余儀なくされた長期療養者等に対する就職支援	097-538-8609 (8:30～17:15)
大分労働局 労働基準部 健康安全課 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの周知	097-536-3213 (8:30～17:15)

※ 祝日を除く月曜～金曜日に相談を受けています。受付時間のうち12～13時は昼休みのため受付時間外です。



大分労働局・各労働基準監督署

名称	所在地	電話番号	管轄区域
大分労働基準監督署	〒870-0016 大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎2F	安全衛生課 097-535-1513	大分市・別府市・ 杵築市・由布市・ 国東市・日出町・ 姫島村
中津労働基準監督署	〒871-0031 中津市大字中殿550-20 中津合同庁舎2F	0979-22-2720	中津市・ 豊後高田市・ 宇佐市
佐伯労働基準監督署	〒876-0811 佐伯市鶴谷町1-3-28 佐伯労働総合庁舎3F	0972-22-3421	佐伯市・臼杵市・ 津久見市
日田労働基準監督署	〒877-0012 日田市淡窓1-1-61	0973-22-6191	日田市・玖珠町・ 九重町
豊後大野労働基準監督署	〒879-7131 豊後大野市三重町市場 1225-9 三重合同庁舎4F	0974-22-0153	竹田市・ 豊後大野市
大分労働局 労働基準部 健康安全課	〒870-0037 大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル6F	097-536-3213	